

18初特支第15号
平成18年12月27日

各都道府県教育委員会
特別支援教育主管部課長 殿

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課長 瀧本 寛

特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係る
地方財政措置の予定について（通知）

先般の学校教育法等の改正において、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられました。

このうち、小学校及び中学校には、学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障害をもつ児童生徒が在学しており、特に、通常の学級においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒が約6パーセントの割合で在籍している可能性が示されています。

このような状況を踏まえ、小学校及び中学校において、様々な障害をもつ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置が可能となるよう、下記のように新たに地方財政措置される予定となっておりますので、域内の市町村教育委員会へ速やかにご周知くださいますようお願いいたします。

なお、具体の単位費用算定基準については、総務省において決定され次第ご連絡いたします。

記

措置予定時期	平成19年度より
平成19年度措置予定額	約250億円（市町村分）
特別支援教育支援員	平成19年度 21,000人相当 平成20年度 30,000人相当 （全公立小中学校数に相当する人数）

担当：特別支援教育課
庶務係 山内
（電話） 03-6734-2430
（FAX） 03-6734-3737